

新しいぶき（移行型医療保険）ご契約のしおり

この「ご契約のしおり」は、ご契約内容についての大切な事柄をご説明しています。
必ずご一読のうえ、契約内容をご理解いただきますようお願いいたします。

ご契約に際して

保険契約者について

契約者とは、ハピネス共済会と保険契約を結び、契約上の権利（給付金請求権など）と義務（保険料支払義務など）をもつ方です。
※保険契約の保障が開始される日を契約日といいます。

次のいずれにも該当する方が、「新しいぶき」の保険契約者になることができます。

- ①契約日の直前において、継続して1年以上、「団体型医療保険」の保険契約者または被保険者である方
- ②契約日において満15歳以上71歳以下である方

加入できる方（被保険者になることができる方）

次のいずれにも該当する方が、「新しいぶき」の被保険者になることができます。

- ①契約日の直前において、継続して1年以上、「団体型医療保険」の被保険者であった方
- ②契約日において、次のいずれかに該当する方
 - ア. 保険契約者
 - イ. 保険契約者の配偶者（内縁関係にある者を含む）
 - ウ. 保険契約者と生計を一にする保険契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - エ. 保険契約者と生計を一にする保険契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③契約日において、満1歳以上71歳以下の方

■一部のご職業について

次のいずれかの職業に従事する方は、その職業の就業中に発生した保険事故について給付金を支払わないことを条件に、被保険者となることができます。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- ②競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- ③潜水、潜函、サルベージ等に従事する者
- ④自衛官

告知義務について

保険契約の申込みの際または保険契約口数を増加する際は、保険契約者および被保険者になろうとする方には、現在の健康状態や過去の治療履歴などについて正しく告知していただきます。

申込み後、契約日または責任開始日の前日までの間に、新たに告知すべき事由が発生した場合は、すみやかにハピネス共済会に通知してください。

故意または重大な過失によって事実が告知されなかったり、事実と異なる告知をされますと、ご契約を解除することがあります。この場合には、給付金の支払事由が発生していても、給付金をお支払いすることはできません。

お申込みから保障の開始まで

ハピネス共済会が加入申込みを承諾したときは、申込日において契約が成立したものとみなします。

第1回の保険料が払い込まれた日の翌月1日午前零時から保障を開始します。

※加入申込みを承諾したときは、保険証券を発行します。

保険期間

保険期間は、契約日に始まり、満81歳の年単位の契約応当日の前日までとなります。

※保険契約の保障が開始される日を契約日といいます。

契約できる限度について

1人の被保険者が同じ種類の保険を複数加入することはできません。
1人の被保険者が契約できる限度は次のとおりです。

「新しいぶき」は、8口まで契約することができます。
ただし、健康状態に関する告知事項がある場合は、5口を上限に移行加入時の団体型医療保険の基本契約口数まで契約することができます。

保険契約口数の増加または減少について

- (1) 保険契約者が保険契約口数の増加の申込みをするときは、増口部分について新たな契約の申込みを行ったものとして取扱います。このとき、同一の被保険者にかかる増口後の合計口数は契約限度の範囲内とします。
- (2) 保険契約者が保険契約口数を減少させようとするときは、減口部分について解約の申込みを行ったものとして取扱います。

新しいき（移行型医療保険）ご契約のしおり

給付金のお支払いについて

給付金の種類

基本入院給付金	不慮の事故や病気の治療のため、継続して5日以上入院をしたとき
健康祝金	保険期間満了の日において生存していたとき
死亡給付金	保険期間中に死亡したとき

基本入院給付金のお支払いについて

支払理由	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときにお支払いします。 ア. 責任開始日以後に発病した疾病、または責任開始日以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因とする入院であること イ. アの原因についての治療を目的とする入院であること ウ. 保険期間中に開始した入院であること エ. 病院または診療所等における入院であること オ. 入院日数が継続して5日以上であること ※傷害入院とは、不慮の事故を直接の原因として、当該発生日から180日以内に開始した入院をいいます。疾病入院とは、傷害入院以外の入院をいいます。
支払額	基本入院給付日額×入院日数
給付限度	ア. 継続した1回の入院について、180日分の支払いを限度とします。 イ. 契約日から5年ごとに傷害入院、疾病入院それぞれ540日分の支払いを限度とします。

基本入院給付金を減額してお支払いする場合

- (1) 保険契約の締結の際に、ハピネス共済会が告知等により知っていたその疾病または不慮の事故による傷害に関する事実に基づいて承諾した場合には、次のとおり基本入院給付金をお支払いします。
 - ① 不慮の事故を直接の原因とする傷害により責任開始日をまたぐ入院をしたとき
基本入院給付金の額を100分の20に減額してお支払いします。
 - ② 不慮の事故を直接の原因とする傷害により責任開始日から180日以内に入院をしたとき
基本入院給付金の額を100分の50に減額してお支払いします。
 - ③ 疾病の治療を直接の原因として責任開始日をまたぐ入院をしたとき
基本入院給付金の額を100分の20に減額してお支払いします。
- (2) その疾病または傷害について、責任開始日前に被保険者が医師の診療を受けることなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、基本入院給付金をお支払いします。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- (3) 保険契約の申込み時において健康告知事項に該当する場合で、疾病の治療を直接の原因として入院したときは、次による基本入院給付金をお支払いします。
 - ① 責任開始日から90日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の20に減額してお支払いします。

- ② 責任開始日から90日を超え180日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の50に減額してお支払いします。
 - ③ 責任開始日から180日を超え1年以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の80に減額してお支払いします。
- (4) 保険契約の申込み時において団体型医療保険の契約時口数を超えた口数分がある場合で、疾病の治療を直接の原因として入院したときは、契約時口数を超えた口数分については次による基本入院給付金をお支払いします。
 - ① 責任開始日から90日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の20に減額してお支払いします。
 - ② 責任開始日から90日を超え180日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の50に減額してお支払いします。
 - ③ 責任開始日から180日を超え1年以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の80に減額してお支払いします。
 - (5) 保険契約口数を増口した場合で疾病の治療を直接の原因として入院したときは、増口分については次による基本入院給付金をお支払いします。
 - ① 増口を行った日から90日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の20に減額してお支払いします。
 - ② 増口を行った日から90日を超え180日以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の50に減額してお支払いします。
 - ③ 増口を行った日から180日を超え1年以内に開始した入院
基本入院給付金の額を100分の80に減額してお支払いします。

1回の入院とみなす場合

- (1) 疾病入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に疾病入院を開始したときは、その入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。
注：給付最終日とは基本入院給付金の支払対象となる最後の日をいいます。(以下、同)
- (2) 傷害入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に同一の原因による傷害入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
- (3) 基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日を経過して入院していたときは、その日から新たに入院を開始したものとみなします。
- (4) 基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる疾病を併発したときは、当初の入院と同一の原因により継続した1回の入院とみなします。
- (5) 基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる傷害入院を開始したときは、当該入院を開始した日から新たな入院とみなし、当初の入院と新たな入院との重複する期間については、当初の入院の基本入院給付金はお支払いしません。
- (6) 退院日の翌日から起算して30日以内に入院し、そのどちらかの入院が継続して5日以上となったときは、それらの入院は継続した1回の入院とみなします。
- (7) 被保険者が転院により入院した場合は、転院前の入院から継続した同一の疾病または傷害による1回の入院とみなします。

※基本入院給付金の支払理由となる入院期間の途中で保険契約が終了した場合は、終了後の期間に対応する基本入院給付金はお支払いしません。

※給付金を請求するためにハピネス共済会または病院もしくは診療所所定の証明書原本を提出したときは、ハピネス共済会は入院日から退院日までの1入院期間について3,000円を限度に費用を補助します。

新しいぶき（移行型医療保険）ご契約のしおり

健康祝金のお支払いについて

支払理由	被保険者が保険期間満了の日において生存していたときにお支払いします。
支払額	1口あたり10,000円

死亡給付金のお支払いについて

支払理由	被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。	
支払額	契約年齢	1口あたり
	満50歳未満	30,000円
	満50歳から満59歳	20,000円
	満60歳以上	10,000円
※被保険者が死亡したときの解約返戻金額相当額が上記の死亡給付金を上回るときは、その解約返戻金額相当額を死亡給付金としてお支払いします。		

給付金受取人について

- 給付金の受取人は、保険契約者とします。ただし、保険契約者が死亡したときは、保険契約者の法定相続人を給付金受取人とします。
- 給付金受取人が2人以上となったときは、代表者1人を定めていただきます。この場合、その代表者1人は給付金受取人を代表するものとします。

給付金代理請求人について

- 給付金受取人が給付金を請求できない特別な事情があるときは、給付金代理請求人は、被保険者の同意を得て保険契約者の代理人として給付金を請求することができます。
- 給付金代理請求人は、代理請求の申し出の日において、次のいずれかに該当する方とします。
 - ①被保険者
 - ②保険契約者の配偶者（内縁関係を含む。）
 - ③保険契約者と生計を一にする親族
 - ④その他、ハピネス共済会が給付金の請求代理人として特に認めた方

給付金のご請求について

被保険者が給付金の支払事由に該当したときは、ただちにハピネス共済会へ連絡してください。給付金支払請求等の必要書類をお送りしますので、給付金受取人は遅滞なく給付金の支払いを請求してください。

※給付金受取人等が給付金の支払事由が生じた後、3年以内に給付金の支払請求を行わなかった場合には、請求権は時効により消滅します。

給付金のお支払いにあたって

- ハピネス共済会は給付金の請求を受けた場合、給付審査または必要に応じて事実の確認を行います。

- 給付金をお支払いする場合は、必要な書類がハピネス共済会に到着した日の翌日から起算して30日以内に給付金を給付金受取人にお支払いします。ただし、給付金の額を確定するために調査を必要とする場合を除きます。
- ハピネス共済会は、給付金受取人または給付金代理請求人のうち、いずれか1名に対して給付金を支払った場合、重複して給付金の支払いを行いません。

保険料払込猶予期間中の給付金の支払いについて

保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生し、給付金の請求を受けた場合には、ハピネス共済会は未払込みの保険料が収納されたのちに、給付金の支払いを行います。

給付金をお支払いできない場合

■基本入院給付金

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 保険契約者または被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の自殺行為または私闘によるとき
- 被保険者の精神作用物質依存症候群、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害、知的障害を原因とするとき
- 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む。）を原因とするとき
- 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
- 被保険者の精神作用物質の使用、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害を原因とする事故
- 被保険者の泥酔を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
- 原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
※他覚症状とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚は含みません
- 次の職業の就業中に発生した事故
 - ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
 - ②競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
 - ③潜水、潜函、サルベージ等に従事する者
 - ④自衛官
- 告知義務違反によるとき

■死亡給付金

- 保険契約者の故意（被保険者が保険契約者と同一である場合を除く）によるとき
- 死亡給付受取人の故意によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき

新しいぶき（移行型医療保険）ご契約のしおり

非常な出来事の場合

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払理由に該当した場合には、給付金の金額を削減してお支払いすること、もしくは給付金の全額をお支払いしないことがあります。

契約の終了について

契約が無効となる場合

- (1) 保険契約者または被保険者が契約日にすでに死亡していたとき
- (2) 保険契約者または被保険者が契約日において保険契約者または被保険者の範囲外であったとき
- (3) 保険契約者または被保険者が保険期間中に保険契約者または被保険者の範囲外になったとき
- (4) 同じ種類の保険に重複して契約していたときは、その限度を超えた部分
- (5) 被保険者の同意を得ずに加入したとき
- (6) 保険契約者の意思によらないで加入申込みがされたとき

※契約が無効となった場合において、給付金の支払理由が発生していても給付金をお支払いしません。

※保険契約者が善意であり、かつ重大な過失がないときは、保険料の全部または一部を契約者にお返しします。

給付金の不法取得目的により契約が無効となる場合

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料はお返ししません。

詐欺等により契約が取り消しとなる場合

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときには、ハピネス共済会は保険契約を取り消すことがあります。

※契約が取り消しとなった場合、すでに払い込まれた保険料はお返ししません。

※給付金の支払理由が生じた後に、契約が取り消しとなった場合でも、給付金はお支払いしません。

契約が解除となる場合

次のいずれかの場合、保険契約を将来に向かって解除することがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者が、保険契約の申込みの際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたとき（告知義務違反による解除）
- (2) 保険契約者または被保険者が給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致をしたとき（詐取目的での事故招致）
- (3) 保険契約の給付金の請求に関し、その給付金の受取人が詐欺行為をしたとき（請求時の詐欺行為）
- (4) 上記(2)(3)のほか、ハピネス共済会が保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

※契約の解除が給付金の支払理由が生じた後に行われた場合でも、給付金はお支払いできません。すでに給付金をお支払いしていたときは、返還していただきます。ただし、上記(1)の場合で、給付金の支払理由の発生が解除の原因となった事実と医学上の因果関係が認められないことを契約者または給付金受取人が証明したときは、この限りではありません。

※契約が解除された場合は、保険契約者の請求により解約返戻金を支払います。

※契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者への通知により行います。

※上記(1)の場合で、次のいずれかの場合には、ハピネス共済会が保険契約を解除する権利は消滅します。

- ① 保険契約の締結または口数増加の際に、ハピネス共済会が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- ② ハピネス共済会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- ③ 保険契約が責任開始日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内に、給付金の支払理由が発生し、その支払理由について解除の原因となる事実がある場合は、保険契約が責任開始日から起算して5年を超えて有効に継続したとき

契約を解約する場合

保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。解約をするときは、所定の書類をハピネス共済会に提出してください。書類に記入した解約日または書類がハピネス共済会に到着した日のいずれか遅い日の属する月の末日に保障は終了します。

保障が終了する日の属する月の翌月以降の保険料をすでにハピネス共済会が受領している場合は、当該保険料を保険契約者に返金します。

解約返戻金は、保険契約の契約日における満年齢と性別および経過年数に応じた額となります。

※契約年齢や経過年数によっては、解約返戻金がない場合があります。

契約が消滅する場合

被保険者が死亡したときは、そのときをもって保険契約は終了します。

契約が失効する場合

保険料払込猶予期間の満了日までに保険料の払込みがないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に効力を失います。

※この場合、ハピネス共済会は保険契約者の請求により解約返戻金をお支払いします。

※失効した保険契約は、復活の取扱いを行いません。

新しいぶき（移行型医療保険）ご契約のしおり

保険料の払い込みについて

保険料の払込期日と充当期間

第1回の保険料相当額は、第1回保険料として契約日の属する月の保険料に充当し、第2回以降の保険料は、第1回保険料を充当した月の翌月以降、順次充当するものとします。

第2回以降の保険料は、その保険料を充当すべき月の前月末日までに払い込みをいただきます。

保険料の払込方法

- (1) 保険料の払いは月払いとします。
- (2) 保険料の払込方法(経路)は、次のいずれかによるものとします。
 - ①ハピネス共済会の事務所またはハピネス共済会が指定した場所における現金払いによる方法
 - ②ハピネス共済会が指定する金融機関の口座への振込みによる方法
 - ③ハピネス共済会と提携している金融機関の口座振替による方法

※第2回以降の保険料の払込みは、指定いただいた口座より、毎月26日（この日が取扱金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座振替により払い込んでいただきます。

※払い込まれた保険料につきましては、通帳への記帳をもって領収証にかえさせていただきます。

※保険料の延滞がある場合は、延滞分を加算して振替えます。

※同一の指定口座から複数の契約の保険料を振替える場合は、合計金額を振替えます。一部の契約のみを振替えることはできません。口座の残高が不足していると、全ての保険料が振替不能となり契約が失効となる場合がありますのでご注意ください。

保険料の払込猶予期間

- (1) 毎月の保険料の払込猶予期間は、未払込みの保険料が充当されるべき月の1日から翌月末日までとします。
- (2) 口座振替による方法で第2回以降の保険料の口座振替ができなかったとき、ハピネス共済会は保険契約者に対してその旨の通知を行い、保険契約者は口座振替ができなかった月の翌月の振替日に、前月分の保険料との合計額を口座振替の方法で払い込むものとします。
- (3) 口座振替ができなかった場合、口座振替以外の方法で未払込みの保険料を払い込むことができます。

解約返戻金について

解約返戻金は、保険契約の契約日における満年齢と性別および経過年数に応じた額となります。

死亡給付金を支払う場合は、解約返戻金をお支払いしません。

※契約年齢や経過年数によっては、解約返戻金がない場合があります。

給付金の請求の時効について

給付金受取人等が給付金の支払事由が生じた後、3年以内に給付金の支払請求を行わなかった場合には、請求権は時効により消滅します。

権利義務の承継について

- (1) 保険契約者は被保険者の同意およびハピネス共済会の承諾を得て、保険契約の権利義務を被保険者に承継させることができます。
- (2) 保険契約者が死亡した場合には、被保険者がハピネス共済会の承諾を得て、保険契約の権利義務を被保険者に承継させることができます。

保険期間中の保険料の増額または給付金の減額について

ハピネス共済会は特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、保険期間の途中で保険料の増額または給付金額の減額を行うことがあります。

氏名・住所や指定口座等の変更について

次のような場合は、遅滞なくハピネス共済会へご連絡ください。

- (1) 住所変更
保険契約者または被保険者の転居や住居表示変更があったとき
- (2) 改姓・改名
保険契約者または被保険者の氏名に変更があったとき
- (3) 保険料払込み方法
保険料の口座振替（指定口座）を変更しようとするとき

※保険契約者または被保険者の住所変更をご連絡いただかないため、郵便物をお手元に届けられないことから、契約が失効となる場合もありますのでご注意ください。

ハピネス共済会の保険契約について

1. ハピネス共済会の保険契約は、保険業法に定める認可特定保険業者が行う保険です。
2. ハピネス共済会の保険契約は、「保険契約者保護機構」による補償の対象ではありません。
3. ハピネス共済会の保険契約は、所得税法等に基づく「生命保険料控除」の対象ではありません。

新しいぶき（移行型医療保険）ご契約のしおり

移行型医療保険（新しいぶき） 保険料表

1口あたりの保険料（月額） ※最高8口

契約年齢	保険料	契約年齢	保険料
1歳	210円	37歳	420円
2歳	210円	38歳	430円
3歳	215円	39歳	435円
4歳	220円	40歳	460円
5歳	225円	41歳	470円
6歳	225円	42歳	480円
7歳	230円	43歳	490円
8歳	235円	44歳	505円
9歳	240円	45歳	520円
10歳	245円	46歳	535円
11歳	245円	47歳	550円
12歳	250円	48歳	565円
13歳	255円	49歳	585円
14歳	265円	50歳	600円
15歳	270円	51歳	620円
16歳	275円	52歳	635円
17歳	280円	53歳	655円
18歳	285円	54歳	675円
19歳	290円	55歳	700円
20歳	295円	56歳	720円
21歳	305円	57歳	740円
22歳	310円	58歳	760円
23歳	315円	59歳	785円
24歳	320円	60歳	810円
25歳	325円	61歳	835円
26歳	335円	62歳	860円
27歳	340円	63歳	890円
28歳	350円	64歳	920円
29歳	355円	65歳	950円
30歳	360円	66歳	990円
31歳	370円	67歳	1,010円
32歳	375円	68歳	1,030円
33歳	380円	69歳	1,050円
34歳	390円	70歳	1,080円
35歳	400円	71歳	1,110円
36歳	410円		

別紙

基本入院給付金を支払わない場合の定義（精神および行動の障害等）

基本入院給付金を支払わない場合のうち、次の項目は、平成17年10月7日総務庁告示第1147号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、新たな「分類提要」が施行された場合は、新たな基本分類コードによるものとします。

分類名	基本分類コード	分類内容
精神作用物質 依存症候群	F11.2	アヘン類依存症候群
	F12.2	大麻類依存症候群
	F13.2	鎮静薬または催眠薬依存症候群
	F14.2	コカイン依存症候群
	F15.2	カフェインを含むその他の精神 刺激薬依存症候群
	F16.2	幻覚薬依存症候群
	F18.2	揮発性溶剤依存症候群
	F19.2	多剤およびその他の精神作用物 質依存症候群
	統合失調症	F20
統合失調症型障害	F21	統合失調症型障害
人格障害	F60.2	非社会性人格障害
知的障害	F70	軽度知的障害（精神遅滞）
	F71	中等度知的障害（精神遅滞）
	F72	重度知的障害（精神遅滞）
	F73	最重度知的障害（精神遅滞）
	F78	その他の知的障害（精神遅滞）
	F79	詳細不明の知的障害（精神遅滞）
	精神作用物質 の使用	F11
F12		大麻類使用
F13		鎮静薬または催眠薬使用
F14		コカイン使用
F15		カフェインを含むその他の精神 刺激薬使用
F16		幻覚薬使用
F18		揮発性溶剤使用
F19		多剤およびその他の精神作用物 質使用
頸部症候群		S13.4

ハビネス共済会

一般財団法人 ハビネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ
TEL.019-652-3195(代)・FAX.019-654-7262